

主要施策3 ライフステージ別の重要事項

重点施策1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

【個別施策】

- (1) 不妊症や出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化
- (2) 出産に関する支援等の更なる強化
- (3) 産前産後支援の充実と体制強化
- (4) 産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援提供
- (5) 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援
- (6) 乳幼児健診等の推進

(1) 不妊症や出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化

①	不妊・不育専門センターによる相談支援
<p>不妊症・不育症の治療について、現在の自身の治療の必要性や今後の治療等について悩む方を対象に「不妊・不育専門相談センター」を設置し、専門の医師、臨床心理士、助産師による相談支援を行います。</p>	
②	不妊治療・不育症治療を受けやすい環境整備の推進
<p>希望する人が安心して出産・子育てができる環境整備を図るため、不妊治療に係る費用を助成する事業を行う市町村に対し、事業費の一部を補助します。</p> <p>また、不育症患者の経済的負担を軽減するため、先進医療に位置付けられた不育症検査に要する費用の一部を助成します。</p>	
③	プレコンセプションケアの推進【再掲】
<p>性別を問わず、性及び妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進するため、ホームページ等により普及啓発を行います。</p> <p>また、プレコンセプションケアに関するオンライン相談のほか、企業や学校を対象とした出前講座を行います。</p>	
④	予防接種に係る取組
<p>先天性風しん症候群発生予防の観点から、予防接種に関する正しい知識の普及や、先天性風しん症候群発生予防に取り組む市町村に対して支援します。</p>	

(2) 出産に関する支援等の更なる強化

①	周産期救急医療体制の整備
<p>ハイリスク妊婦に対して、医療機関等の協力を得て「県周産期救急医療システム」を運用し、機能別に位置付けた「基幹病院」、「中核病院」、「協力病院」を中心に、分娩時の予期できない急変等に対応し、ハイリスク妊婦から新生児まで、高度な医療水準により一貫した対応を24時間体制で確保します。</p> <p>また、県民が居住地を問わず安心して出産ができる環境を整備するため、産科医療施設等を開設する事業者の施設整備費などに対して補助を行います。</p>	
②	特定妊婦等に対する支援の強化
<p>女性相談支援センター等において、妊婦の緊急一時保護を行います。</p> <p>また、安心・安全な出産に向け、支援体制を構築し、出産や育児についての情報提供を行い、心理的ケア等の自立支援及び同伴児童への支援を実施します。産婦に対しては、心身のケアや育児のサポートなどの支援を実施及び情報提供を行います。</p>	

(3) 産前産後支援の充実と体制強化

①	産前産後の支援の充実と体制強化
<p>市町村が退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について支援し、必要に応じて広域調整を行います。</p> <p>また、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応するため、拠点病院や行政・産科・精神科等の関係機関により地域のネットワーク体制を構築・運用します。</p>	

(4) 産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援提供

①	低出生体重児の育児支援
<p>低出生体重児を育児する保護者を支援するため、子に応じた発育状況を記録でき、医療的ケアが必要な場合等にも役立てられるようにするとともに、医療従事者等との情報共有にも活用できる母子健康手帳のサブブック¹⁵を作成します。</p>	

15 県が低出生体重児の育児支援のために作成した、それぞれの児に応じた発育発達の状況や治療等の経過を記録できる手帳「かながわりトルベビーハンドブック」のことです。

②	SNS児童虐待防止相談事業【再掲】
<p>コミュニケーションアプリ「LINE」を活用した児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開設し、親子関係や家庭の悩みなどの相談を幅広く受け付けます。</p>	
③	女性に向けた未病改善情報発信
<p>女性に特有の健康課題(若年女性のやせ、月経困難症、更年期症状・更年期障害等)に焦点を当て、幅広い世代の女性に「自分事」として未病改善に取り組んでいただけるよう、ウェブサイトやSNS等による普及啓発を行います。</p>	
④	災害時小児周産期リエゾン会議の開催
<p>平時において、県が行う災害時の小児・周産期医療提供体制のあり方の検討、訓練・研修の企画、人材育成等について、助言及び支援を行うための会議を開催します。</p>	

(5) 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援【再掲】

(6) 乳幼児健診等の推進

①	先天性代謝異常等への対応及び新生児聴覚検査に関する取組の推進
<p>新生児における先天性代謝異常等を早期に発見し、適切な治療につなぐため、新生児マススクリーニング検査¹⁶等を行うとともに、対象疾患の拡充を推進するため、国の実施する実証事業に参画します。</p> <p>また、聴覚障害の早期発見・早期治療を図るため、小規模の産科医療機関等に対し、聴覚検査機器の購入経費の一部を補助します。</p>	
②	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実【再掲】
<p>妊産婦が居住する市町村によって妊娠期から子育て期の支援に差が生じないように、市町村の母子保健事業や児童福祉との連携の状況を確認し、必要に応じて体制整備や事業評価による精度管理等の支援を行います。</p>	
③	乳児家庭全戸訪問事業等の支援
<p>市町村が実施している「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」の円滑な実施を支援するとともに、これらの事業の従事者に対して個別支援のスキルを上げるための研修会を実施します。</p>	

16 新生児に先天性の代謝異常等の病気がないか調べるため、全ての新生児を対象に行う血液検査。早期に発見し、治療を開始することで、発症や障害の発生を予防することを目的としています。

重点施策2 子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実

【個別施策】

- (1) 待機児童対策、地域の身近な場を通じた支援の充実等
- (2) 幼児教育・保育の質の向上、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善
- (3) 特別な配慮を必要とする子どもへの支援
- (4) 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等

(1) 待機児童対策、地域の身近な場を通じた支援の充実等

①	保育所等利用待機児童解消に向けた取組
<p>国及び市町村と連携して、保育所等の受け皿整備を進めます。また、特に人数が多い0、1、2歳児の待機児童の解消に向け、いわゆる「3歳の壁」対策としての連携施設の確保、一時預かり事業の利用拡大やこども誰でも通園制度の実施等の様々な取組を市町村と連携して進めます。</p>	
②	保育所等利用待機児童解消に向けた市町村との連携
<p>神奈川県保育対策協議会¹⁷における市町村との情報交換や、市町村の保育提供区域ごとの待機児童数の見通しの把握等を通じ、市町村との連携の強化を図り、待機児童の解消を図ります。</p>	
③	認定こども園の普及促進
<p>認定こども園の制度や認定こども園化のための手続方法などについてわかりやすく周知するとともに、個別相談に対応し、引き続き認定こども園の普及を図ります。</p>	
④	幼児期の教育・保育の提供体制の確保に係る支援
<p>実施主体である市町村が子育て家庭のニーズに合った幼児期の教育・保育の提供体制を計画に基づき確保できるよう、保育所や認定こども園等の認可・認定を行うほか、市町村と連携して支援を行います。</p> <p>また、質の高い教育・保育が提供されるよう、幼稚園、保育所、認定こども園等に対して指導・助言を行います。</p>	

17 子ども・子育て支援法附則第14条第4項の規定に基づき、保育の需要に応ずるための市町村の取組を支援するため、市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整が必要なものは特に専門性の高いものについて協議するため、平成30年に県が設置したものです。

⑤	認可外保育施設の質向上
<p>認可外保育施設の質の向上を図るため、施設の改修やICT化、安全対策に対して補助を行います。</p> <p>また、認可化を希望している認可外保育施設を対象に、専門家による指導・助言を行うなど認可化支援に取り組み、給付対象施設の確保を図ります。</p>	
⑥	地域型保育事業と連携施設の円滑な連携に係る支援
<p>地域型保育事業の利用者が3歳となった以降も切れ目なく教育・保育の提供を受けられるよう連携施設の設置の促進や相互連携について、市町村と連携して進めます。</p>	
⑦	延長保育事業、休日保育、私立幼稚園における預かり保育への支援
<p>保護者の保育ニーズに対応するため、通常の保育時間を超えて保育所等での預かりを行う延長保育事業を実施する市町村への支援を行います。</p> <p>また、正規の教育時間前後及び休業日に預かり保育を実施する私立幼稚園を支援します。</p>	
⑧	病児保育事業への支援
<p>病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児・病後児保育事業を実施する市町村への支援を行います。</p> <p>また、病児保育施設の利便性向上のため、ICT化の支援を行います。</p>	
⑨	子育て短期支援事業への支援
<p>保護者が病気などの理由により、家庭で養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設などで保護を行う子育て短期支援事業を実施する市町村への支援を行います。</p>	
⑩	地域子育て支援拠点事業への支援
<p>子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や、子育て等に関する相談・援助の実施などの事業を行い、地域の子育て支援機能の充実を図る地域子育て支援拠点事業を実施する市町村への支援を行います。</p>	
⑪	私立幼稚園等における地域開放の推進
<p>地域住民に対して、園地園舎を開放したり、子育て講演会・子育て相談・親子のふれあい交流・地域とのふれあい交流等の事業を実施している学校法人立幼稚園（法人化予定園を含む）の人件費及び管理経費に対し補助します。</p>	

(2) 幼児教育・保育の質の向上、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善

①	幼児期の教育・保育の提供体制の確保に係る支援【再掲】
<p>実施主体である市町村が子育て家庭のニーズに合った幼児期の教育・保育の提供体制を計画に基づき確保できるよう、保育所や認定こども園等の認可・認定を行うほか、市町村と連携して支援を行います。また、質の高い教育・保育が提供されるよう、幼稚園、保育所、認定こども園等に対して指導・助言を行います。</p>	
②	認定こども園等の環境整備
<p>認定こども園の設置に必要な環境整備を支援するとともに、通常の教育時間の前後や長期休業期間において希望者を対象に行う教育活動等を行う私立幼稚園の運営に要する費用の一部を補助します。保育士等の業務負担軽減に向けて、①登降園管理、②保護者との連絡、③保育計画・記録、④実費徴収等のキャッシュレス決済等のためのシステム導入等を支援していきます。</p>	
③	私立幼稚園等の環境整備
<p>学校法人立の認定こども園等及び社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園が幼児教育の質の向上に必要な環境の緊急整備を実施するための経費に対し補助を行います。</p> <p>預かり保育を実施する私立幼稚園及び認定こども園に対し、保護者及び園の経費負担の軽減を図るための補助を行います。</p> <p>学校法人立の認定こども園等に対し、教育に係る資料の電子化に必要なICT環境の整備に必要な費用の補助を行います。</p>	
④	保育士等の資質向上に向けた研修支援
<p>乳児保育及び幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を整備し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養う等保育士の資質を向上し、実践的な研修を行います。</p>	
⑤	施設型給付施設及び地域型保育事業の利用者に対する個人給付
<p>子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちに質の高い幼児教育・保育の機会を提供するため、幼稚園・保育所等の運営費を支援するとともに、幼稚園・保育所などを利用するすべての3～5歳児と0～2歳児の住民税非課税世帯を対象に、利用料を無償化します。</p>	
⑥	私立幼稚園への支援
<p>私立幼稚園における教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、幼稚園の運営に要する人件費やその他教育経費に対して補助します。</p>	

⑦	送迎バスの安全管理の徹底
<p>幼稚園や保育所等において、送迎バスに子どもが置き去りにされないよう、安全対策に関する事例を幼稚園・保育所等に提供するとともに、事故防止に関する啓発などを行い、安全管理を徹底します。</p>	
⑧	児童等が利用する施設の安全確保対策の推進
<p>保育所等における児童の安全確保等のため、施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実させるなど、施設の総合的な防災対策を図る取組を市町村や保育所等と連携して取り組みます。</p>	
⑨	幼稚園や保育所等に対する耐震化への支援
<p>私立幼稚園等が耐震診断調査を実施する際に要する経費に対して補助します。 また、保育所等の耐震化に係る費用が補助対象に含まれることも家庭庁の交付金の周知など、耐震化への支援を行います。</p>	
⑩	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援
<p>一定の基準を満たす幼児教育類似施設等を利用する保護者に対して、利用料の一部を補助します。また、県のホームページに多様な保育に関するページを設けます。</p>	
⑪	保育所、児童福祉施設への指導・監査
<p>保育所や児童養護施設などへの指導監査の機会を通じ、保育の質の向上を図ります。 また、主に幼保連携型認定こども園の教育・保育の指針となる「教育・保育要領」の周知を図り、質の向上を図ります。</p>	
⑫	幼稚園・保育所・小学校等の連携
<p>小学生や教職員との交流活動や、小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラムを編成・実施等を行っている保育所に対し支援し、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を促進します。 関係所属・各市町村等が連携し、地域の課題に的確に対応するための幼児教育推進体制の充実を図ります。</p>	
⑬	幼保小の架け橋プログラムの推進
<p>「幼保小の架け橋プログラム」を踏まえた事例発表や協議、講演などを含む研修講座の開催、会議等に参加できる体制を整え、就学前教育と小学校教育の円滑な接続、校種間の連携を図ります。</p>	

⑭	幼児教育の推進体制の構築
<p>「幼児教育プロジェクト会議」を立ち上げ、幼児期と接続期の教育の質の向上をめざし、県内の幼稚園・保育園・認定こども園における幼児教育の実態把握に努めます。そして、「幼保この相互理解」や「幼保こ小の接続」、「園で支援を必要としている子どもへの十分な支援」などについて協議し、幼児教育の推進体制の構築を図ります。</p>	
⑮	幼児教育に関する情報提供
<p>幼児教育充実のために、文部科学省や県における幼児教育に関する動きや情報を、全県指導主事会議や担当者会議等で共有し、幼稚園教育の今日的課題や現在の事業等について協議するなど、市町村教育委員会と連携して幼児教育の充実を図ります。</p>	

(3) 特別な配慮を必要とする子どもへの支援

①	医療的ケア児に対する保育支援
<p>保育所等において医療的ケア児の受入れのための体制の整備や、医療的ケアに関する知見を有する保育士・看護師の配置、喀痰吸引等研修の受講等に係る費用を補助するほか、市区町村等における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定など、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築するための事業を行う市町村を支援します。</p>	
②	医療的ケア児の受入れ等に係るアドバイザー派遣
<p>医療的ケア児の受入実績が豊富な施設の職員等を、医療的ケア児を受け入れようとする施設等に派遣し、医療的ケア児を保育する上でのノウハウや体制づくりについて、講義や実地研修を行います。</p>	
③	インクルーシブ保育 ¹⁸ の推進
<p>多様な子どもたちが安心して保育サービスを受けられるよう、より当事者目線に立った保育の実践を目指します。</p>	

18 子ども障害の程度などに関係なく、一緒に過ごす保育のこと。子どもを様々な理由で線引きせずに、それぞれの個性を認め、共に育ちあう保育環境づくりを目的としています。

(4) 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等

①	幼稚園教諭、保育教諭、保育士等を対象とした研修の実施
<p>職員の経験年数等、段階に応じたスキル向上のための研修を体系的に行い、質の向上を図ります。また、幼稚園教諭、保育教諭、保育士等の合同研修を行い、相互理解を図ります。加えて、保育実践に関する専門性を有する者（園長経験者等）を活用して、教育内容や指導方法等について新規採用教員への指導、人材育成を図ります。</p>	
②	幼稚園教諭・保育士等のキャリアアップの取組への支援
<p>保育所に勤務する保育士を対象とした研修、調査研究、情報収集等を実施する保育センターを運営する学校法人に対し、事業費等を県、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市が協調して補助します。</p>	
③	幼稚園教諭等による研究協議
<p>教職員の指導力を高め、幼児教育の振興・充実を図るため、幼稚園・認定こども園・保育園の教育課程編成及び実施に伴う諸課題並びに幼児教育を取り巻く諸課題についての専門的な講義を行い、幼稚園教諭、保育教諭、保育士等が合同で研究協議等を行います。</p>	
④	保育士確保の取組
<p>神奈川県保育対策協議会の場を活用し、保育士確保に係る効果的な方策について市町村とともに検討し、計画的に保育士確保の取組を進めます。</p> <p>また、養成施設卒業者の保育所等への就職率を上げるため、就職までのきめ細かいサポートを提供し、新規保育士の確保を促進します。</p>	
⑤	新たに保育士資格を取得する者を増やす取組
<p>地域限定保育士試験の実施による受験機会の拡大や、指定保育士養成施設に在学し保育士資格の取得を目指す学生に対して修学資金を貸し付けるなど、新たに保育士資格を取得する者を増やす取組を行います。</p>	
⑥	潜在資格者幼稚園教諭・潜在保育士の復帰促進支援
<p>復帰等支援研修、現場見学・職場体験、就職相談会などの事業を実施し、潜在教員の現場復帰のための支援を行い、教員確保が困難な幼稚園を支援します。</p> <p>また、保育士・保育所支援センター事業により、潜在保育士に対し、個別相談に応じるなどの職場復帰支援を、県と政令・中核市が共同で行います。また、就職支援セミナーや就職相談会等を開催し、現場復帰の働きかけを行うほか、団体が行う同様の取組に対し支援を行います。</p>	

⑦	保育士等の確保・負担軽減に対する取組
<p>県が保有する保育士登録情報を活用して潜在保育士を把握するとともに、潜在保育士や一般の人（学生やシニア等）を対象に、保育所等において体験・実習を実施します。</p>	
⑧	公定価格の処遇改善等加算
<p>保育士等の給与について、国が定める公定価格上の加算により、保育士等の処遇改善を図っていきます。</p>	
⑨	処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公定価格の改善に向けた支援
<p>保育所等から報告があった経営状況の集計、分析及び公表を行うことにより、職員の処遇改善の一層の推進を図っていきます。</p>	
⑩	保育士の宿舎家賃（宿舎借上げ）に向けた支援
<p>保育所等が借り上げた保育士の宿舎の家賃（借上代）を補助することにより、保育士の処遇を改善し、保育所等における保育士確保を促進させるとともに、保育士の就業継続支援を図ります。</p>	
⑪	処遇改善加算Ⅱに係る保育エキスパート等（保育士等キャリアアップ）研修
<p>保育士が保育の専門性を高めるため、それぞれの職務内容に応じた専門性の向上を図ることができる研修を実施するとともに、研修を修了し一定の要件を満たした保育士に、給与の処遇改善を行います。</p>	
⑫	幼稚園における処遇改善への支援
<p>私学助成の対象となる幼稚園における、教職員の給与を上乗せする処遇改善に係る経費に対して補助します。</p>	
⑬	幼児教育推進体制の充実
<p>県・県教育委員会・各市町村等が連携し、地域の課題に的確に対応するための幼児教育推進体制の充実を図ります。</p>	

重点施策3 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

- (1) 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実等
- (2) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- (3) 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備
- (4) 道徳教育の推進、道徳心の育み
- (5) 学校や地域における子どもの体力の向上のための取組
- (6) 学校保健の推進
- (7) 学校給食の普及・充実、食育の推進

(1) 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実等

①	学習指導方法の工夫・改善、学校における働き方改革の推進
<p>持続可能な学校運営と神奈川の教育の質を高めるために、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に基づき、引き続き、全県立学校へ業務アシスタントを2名配置するとともに、全市町村立小・中・特別支援学校へスクール・サポート・スタッフを配置します。</p>	
②	私立高等学校等への支援
<p>私立高等学校等において、教員の負担軽減等のため教員業務支援員を配置した場合、その経費に対して補助します。</p>	
③	統合型校務支援システムの運用
<p>県立高校等における学校運営を支える情報基盤として、全校のシステムを運用するサーバ等を集約し、統一したシステム運用を図ります。教務系、学籍系、学校事務系の業務に加え、保健系の業務について扱います。</p>	
④	G I G Aスクール構想¹⁹の推進
<p>I C Tを活用した教育活動をより円滑に展開するため、I C Tサポートデスク（仮称）を設置し、県立学校を支援します。</p> <p>また、全市町村教育委員会が参加する「神奈川県G I G Aスクール推進協議会」を開催し、各地域のI C T活用の取組の好事例を共有するとともに、課題解決に向けた協議を行います。</p>	

19 1人1台端末と、通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、資質・能力が一層確実に育成できる教育I C T環境を実現する構想です。

(2) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

①	コミュニティ・スクール ²⁰ の推進
<p>コミュニティ・スクールを全県立学校に設置し、地域住民や保護者等との協働による取組を進めます。また、市町村立学校については、学校・家庭・地域の連携・協働体制を構築し、幅広い地域の方々の参画による、多様な教育活動を有機的に組み合わせ総的に支援することにより、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく社会を実現するとともに、学校を核とした地域の活性化をめざします。</p>	
②	コミュニティ・スクール及び小中一貫教育の推進に関する研究協議
<p>社会に開かれた教育課程を編成し、子どもの生きる力を育むことをめざし、コミュニティ・スクール及び小中一貫教育の推進についての情報共有及び協議を行います。</p>	
③	地域学校協働活動の推進
<p>公立学校において地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進します。その際、学校と地域をつなぐ人材として、地域学校協働活動推進員の資質向上等を図ることにより、子どもたちを地域全体で育む地域とともにある学校づくりを推進するとともに、地域や子どもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進します。</p> <p>なお、市町村（政令・中核市を除く）に対しては、事業費の一部を補助します。</p>	

(3) 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備

①	部活動の地域移行
<p>休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化芸術等の環境の一体的な整備に向け、スポーツ団体・文化芸術団体等との連携、指導者の確保、部活動指導員配置促進等を総合的に推進します。</p>	

20 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、学校・保護者・地域の方々が力を合わせて学校の運営に取り組む事ができる仕組みのことです。

(4) 道徳教育の推進、道徳心の育み

①	豊かな心の育成及び道徳教育等の推進
<p>県及び地区道徳教育研修講座を開催するとともに、よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進事業の推進校の取組を道徳教育担当者会議や全県指導主事会議等において、県内に広く発信するなどして、公立小・中学校の道徳教育の推進を図ります。</p>	
②	「いのちの授業」等の推進
<p>道徳科等を中心に、「いのち」のかけがえのなさや、互いに支え合って生きる大切さ等を学び、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念について考える「いのちの授業」の取組を各学校や家庭、地域で推進します。</p>	
③	人権啓発事業こんな子いるよね
<p>子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女平等・人権尊重の意識や仕事と家族的責任を担える能力を育成していくことが必要と考え、県では、小学5年生向けの男女共同参画教育参考資料を作成・配布し、学校教育で活用できるよう支援を行います。</p>	
④	人権啓発事業Be myself等
<p>「自分を大切にすること、相手を思いやることの大切さ」を啓発し、DVを未然に防ぐため、中学生に啓発冊子を配布します。</p> <p>また、スポーツ団体と連携して保育園児向け人権教室を実施します。</p>	
⑤	デートDV防止啓発事業
<p>デートDVの予防・啓発の取組を実践しているNPOと連携を図り、どこにでもありそうな恋人同士の会話等を題材として参加しながら学べる講座を実施します。</p> <p>また、高校生を対象としたデートDV防止啓発冊子「ちょーカンタンデートDVの基礎知識」を作成・配付するとともに、冊子の内容を基にしたデートDV防止啓発動画を公開し、相談窓口も紹介します。</p>	
⑥	子ども人権推進事業
<p>いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守るため、電話相談「人権・子どもホットライン」や施設職員を対象とした人権擁護研修、基幹的職員研修を実施します。</p> <p>また、児童相談所が第三者評価機関から業務内容について評価を受けることにより、効果的な質の向上を図ります。こうした取組により、子どもたちの最善の利益や意見表明権を確保することにより、子どもたち一人ひとりの主体性と人権を尊重します。</p>	

(5) 学校や地域における子どもの体力の向上のための取組

①	学校における体育・スポーツ活動、健康教育の充実
<p>子どもの体力・運動能力の向上や運動習慣の確立、生活習慣の改善をめざす「子ども☆キラキラプロジェクト」に基づき、「体力向上キャラバン隊」の派遣等による教員の指導力向上、「運動習慣カード」の作成等による子どもの運動への意欲の向上等、学校における健康・体力づくりに係る取組の推進を図ります。</p>	
②	健康・体力づくりの推進
<p>新体力テストの結果の活用方法や学校全体での体力向上のための取組等に係る知識や考え方、指導方法等について、講義・協議を行うことにより、児童の体力向上に関する指導力の向上と各校における取組の推進を図ります。</p>	
③	参加した誰もが満足できる学校部活動
<p>学校部活動を通して、子どもたちが豊かな学校生活を送るとともに、部活動にかかわるすべての人が、充実感や達成感を味わい楽しめる部活動を推進します。子どもの健やかな体や体力づくりの推進にも資する部活動が、将来的にも高い教育的価値を示す持続可能な活動となるよう、適切な部活動運営の推進を図ります。</p>	

(6) 学校保健の推進

①	学校保健関係者への研修等による児童・生徒のメンタルヘルス対策の推進
<p>様々な心の問題を抱えている児童・生徒への対応を充実させるために、学校における健康観察や健康相談の知識や技術に関する研修講座を、養護教諭を対象に開催し、健康観察及び健康相談技術や連携の質の向上を図ります。</p> <p>また、学習指導要領に基づき行われる各校の取組や教育実践に対し、各校より相談等があれば、適宜指導助言を行います。</p> <p>加えて、子どもたちの喫緊の課題である様々な心と体の問題に対応するため、公立学校教諭等を対象に、心身の健康の保持増進に係る知識や考え方、指導方法等について、講義・協議を行うことにより、心と体の健康教育に関する指導力の向上を図ります。</p>	
②	県立特別支援学校児童生徒への歯科保健指導
<p>県立特別支援学校の児童生徒の歯科保健向上を目的として、歯科衛生士等による歯科保健指導を実施します。</p>	

(7) 学校給食の普及・充実、食育の推進

①	学校給食における県内産農林水産物の活用促進
	公立小・中・特別支援学校における「かながわ学校給食地場産物利用促進運動」の実施により、県内産農林水産物や季節の食材を使用した給食を提供し、それを活用した食育の推進を図ります。
②	学校給食に係る表彰及び研修等の実施
	学校給食優良学校等の表彰、学校給食関係者を対象とした研修講座等・衛生管理会議等の実施により、学校給食の環境整備を図ります。
③	学校における計画的な食育の指導支援
	公立学校教諭、栄養教諭等に対する食に関する研修講座等及び会議を実施するほか、栄養教諭の配置の拡充を行うことで、栄養教諭を中核とした食育の推進を図ります。
④	食育の推進
	県民一人ひとりが食に関する理解を深め、健全な食生活を実践することにより、誰もが元気に笑顔で、長生きできる神奈川の実現に向けて、かながわ食育月間における普及啓発等を行い、食の大切さについての理解の促進を図ります。
⑤	リスクコミュニケーションの推進等【再掲】
	学識経験者、食品関連事業者及び県民の代表で構成される審議会を開催し、食の安全・安心の確保に関する重要事項について審議し、施策へ反映します。 また、講座等を開催し、食の安全・安心に関する様々な情報提供、意見交換を実施することでリスクコミュニケーションを推進します。 さらに、子どもを対象にした食育のための食品安全のリーフレットの配布やインターネットを活用した情報提供を行います。

重点施策4 居場所づくり

【個別施策】

- (1) 子ども・若者の目線に立った多様な居場所づくり
- (2) 放課後児童対策

(1) 子ども・若者の目線に立った多様な居場所づくり

①	子どもの居場所づくりの環境整備
<p>「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、市町村の取組を支えるとともに、子どもの居場所の担い手を増やすため、NPO団体・企業等と連携するなど、広域的な子どもの居場所づくりの環境整備を行います。</p>	
②	子どもの居場所づくりの推進
<p>不登校の子どもへの支援に関するノウハウのあるフリースクール等との連携により、子どもが安心できる居場所づくりの充実を図ります。</p>	
③	メタバースを活用した居場所づくり事業
<p>障害など様々な理由で生きづらさを感じている人々が、対話などにより新たな仲間づくりを通じて自らの悩みの軽減や生き方の再発見につながるよう、メタバース上でF I K A（茶話会）プログラムを実施します。</p>	
④	メタバースを活用した不登校の子どもへの支援
<p>不登校やひきこもりの子どもの社会的自立に向けて、フリースクール等と連携したメタバースでの支援等を実施し、メタバースを活用した子どもの居場所を提供します。</p>	
⑤	子どもの居場所づくりに対する支援
<p>地域で子ども支援活動を担う人材の育成や活動のネットワーク化を促進するため、専門的な研修を実施し、地域における子どもを支援する体制の充実を図ります。</p>	
⑥	フリースクール等に通う児童・生徒への経済的支援
<p>不登校の児童・生徒がそれぞれの状況に応じた居場所・学びの場を利用できるよう、フリースクール等に通う子どもの保護者等を支援する市町村に補助を行います。</p>	

⑦	高校内居場所カフェ運営団体への補助
ひきこもりの長期化・困難化を未然に防止するため、在学中及び卒業後も信頼できる大人とつながりを持てる「高校内居場所カフェ」を運営する団体に補助を行います。	

(2) 放課後児童対策

①	放課後児童クラブの設置・運営に対する支援
放課後児童クラブの設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。 また、他の市町村の取組状況をわかりやすく情報提供するとともに、放課後児童クラブの安定的な運営を図るため、常勤の放課後児童支援員を複数配置した場合の補助を拡充します。	
②	放課後児童クラブと放課後子ども教室²¹の連携・協力を促進するための支援
市町村が実施する放課後児童クラブと放課後子ども教室の取組促進が図られるよう、「神奈川県学校・家庭・地域連携協力推進委員会」において、放課後対策の総合的な在り方を検討し、情報を共有します。 また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施に当たり、知事部局と教育委員会が連携・協力し、現場スタッフ等を対象とした研修を実施して市町村を支援します。	
③	放課後児童支援員の認定資格研修等の実施
放課後児童支援員として必要な知識・技能を修得し、有資格者となるための研修等を実施します。 また、児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等を行うための計画的な研修を、放課後児童クラブの従事者を対象に実施します。	
④	放課後児童クラブにおける障害児の受入れの促進
放課後児童クラブにおける障害児の受入れを促進するために、障害児の受入れに必要な専門的知識等を有する支援員等の配置や、受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入への支援を行います。	

21 すべての子どもを対象に、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施するものです。

⑤	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する取組
<p>放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員等を対象とした放課後児童支援員等資質向上研修において、「特別な配慮を必要とする児童への対応」を内容に盛り込んだ科目を設置します。</p> <p>また、放課後子ども教室において、特別な配慮を必要とする子どもたちの活動をサポートできるよう、「特別支援サポーター」を配置する市町村へ支援を行うほか、県主催の放課後子ども教室の現場スタッフ等対象の研修では、「特別な配慮を必要とする児童への対応」を内容に盛り込み、適切な対応を指導します。</p>	
⑥	ひとり親家庭等への放課後児童クラブ利用料支援
<p>ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、放課後児童クラブの利用料の一部を補助し、経済的な理由によりクラブを利用できないことのないよう支援します。</p>	
⑦	放課後子ども教室の設置促進
<p>子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）として放課後子ども教室を設置し、子どもたちの様々な体験学習活動、地域住民との交流活動等の取組を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、事業費の一部を補助します。</p>	
⑧	児童館の運営に対する支援
<p>健全な遊びを通じて、児童の集団指導や個別指導を行うほか、地域の子どもの健全育成に必要な活動を行う児童館の運営支援として、市町村を通して国の通知などを情報提供していきます。</p>	
⑨	子ども食堂の活動継続支援【再掲】
<p>学校でも家庭でもない第3の居場所として地域の中で重要な役割を果たす子ども食堂に対して、寄付物品の受入れ調整や、利用したい方が子ども食堂の情報にアクセスしやすい環境整備を行い、子ども食堂の側面的な支援を行い持続可能な体制づくりを進めます。</p>	

IV 主要施策の取組

【参考】放課後児童クラブの量の見込みと目標整備量

【県全域】（各年度4月1日時点）

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童数	421,384	412,693	400,644	389,572	378,404
量の見込み ①	85,438	86,090	85,672	85,276	85,435
目標整備量 ②	94,907	95,283	95,160	95,213	95,028
需給差 ②-①	9,469	9,193	9,488	9,937	9,593

※ 各年度の児童数、量の見込み、目標整備量の数値は、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を県全域で集計したもの

【放課後児童クラブにおける待機児童解消に向けた取組】

- ・ 待機児童の受け皿確保を促進するため、待機児童が発生している、又は発生する可能性がある市町村において、放課後児童クラブを整備する場合等の費用の一部を国庫補助に上乗せする形で補助します。
- ・ 放課後児童支援員認定資格研修を実施し、放課後児童支援員を養成することで、人材確保に努めます。
- ・ 資格を持たない一般の学生やシニア等をクラブに派遣し、体験・実習の機会を提供するとともに、クラブ職員の負担軽減を図ります。

重点施策5 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

- | |
|---|
| <p>(1) 小児医療体制の充実</p> <p>(2) 小児医療における医療・保健・福祉の連携</p> <p>(3) 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援</p> <p>(4) 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等</p> |
|---|

(1) 小児医療体制の充実

①	小児救急医療体制の整備
<p>小児に対する休日夜間の救急医療体制の充実を図るため、休日夜間急患診療所や、14の小児医療圏での病院群輪番制に参加する病院等において必要となる小児科医師の確保等に対して補助を行います。</p> <p>また、小児医療施設を開設する事業者の施設整備費などに対して補助を行うことにより、県民が安心して子育てが行える環境整備を促進します。</p>	
②	小児救急電話相談の実施
<p>夜間等における子どもの体調や病状に関し、保護者等がすぐに医療機関を受診させた方がよいか判断に迷った場合に、電話により看護師等が必要な助言等を行う、かながわ小児救急ダイヤルを毎日18時から翌8時まで実施します。</p> <p>この取組により、保護者等の不安を軽減するとともに、不要不急な救急受診を抑制し、小児救急医療提供体制の維持を図ります。</p>	
③	小児在宅医療の充実
<p>小児に対する在宅支援や医療・福祉等の関係機関間の連携体制構築に向け、県内の在宅療養児を扱う医療従事者への実技研修や、NICU（新生児集中治療管理室）等からの退院後に在宅医療へ移行する小児等が安心して療養することができるよう、小児等の在宅療養を支える体制を構築する取組を行います。</p>	
④	新興感染症の発生・まん延に備えた医療措置協定の締結
<p>新興感染症の発生・まん延時に、円滑に医療を提供することができる体制を事前に確保するため、県と医療機関等の間で医療措置協定を締結します。</p>	

(2) 小児医療における医療・保健・福祉の連携

①	医療的ケア児への支援の充実
<p>医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる庁内関係課による協議を行うとともに、支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーター等を養成します。</p> <p>また、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児等とその介護を担う家族等が、地域で安心して生活するため、県所管域の中核的な小児医療機関等の協力を得て、短期入院（メディカルショートステイ）により、対象児等の一時的な生活の場を確保します。</p>	

(3) 性と健康に関する普及啓発・相談支援

①	性と健康の相談センターの運営
<p>男女問わず、性と生殖に関するライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施するため、保健福祉事務所を「性と健康の相談センター」と位置付け、健康相談や健康教育、相談員に対する研修等を行います。</p>	
②	青少年エイズ・性感染症予防講演会
<p>県域の中学校や高等学校等の学生を対象としたエイズ・性感染症に関する講演会を実施するとともに、青少年の発達段階に応じたパンフレットを発行し、配布します。</p>	

(4) 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等

①	予期せぬ妊娠等により不安を抱える若年妊婦等への相談支援【再掲】
<p>若年妊婦等が抱える予期しない妊娠や出産に関する悩みや不安を軽減するため、アプリや電話等を活用した相談支援を行うとともに、継続的な支援が必要な場合には、関係機関と連携した支援を行います。</p>	
②	青少年エイズ・性感染症予防講演会【再掲】
<p>県域の中学校や高等学校等の学生を対象としたエイズ・性感染症に関する講演会を実施するとともに、青少年の発達段階に応じたパンフレットを発行し、配布します。</p>	
③	教育課題研修
<p>公立学校教諭、養護教諭等に対し、性に関する指導・エイズ教育のあり方や指導方法について研修し、実践的指導力の向上を図ります。</p>	

重点施策6 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

【個別施策】

- (1) 主権者教育の推進
- (2) 消費者教育の推進
- (3) ライフデザインに関する意識啓発・情報提供
- (4) 社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育

(1) 主権者教育の推進

①	学校における主権者教育の推進
<p>参議院議員通常選挙の際に、全ての県立学校で模擬投票を実施しており、事前・事後の学習と合わせて、政治や選挙について学ぶ機会を設けます。</p> <p>また、主権者教育アドバイザーの派遣について各県立学校へ周知し活用を促すとともに、高校生に選挙についての出前講座を行う機会を増やし、生徒の意識啓発を図ります。</p> <p>さらに、市町村立学校においては、児童・生徒が発達の段階に応じて、自分の身の周りや住んでいる地域等の身近な問題から現実社会における社会的な諸問題を自分のこととしてとらえ、主体的に社会参画できる力の育成をめざします。</p>	

(2) 消費者教育の推進

①	若者向け消費者教育の推進
<p>学校における消費者教育を推進するため、学校における消費者教育推進協議会を設置し、課題の解決を図ります。</p> <p>また、中学生向け、高校生向けの教育資料及び教員用解説書を作成・配布し、授業等で活用するとともに、消費者教育教員研修を実施し、教員の消費者問題への理解を促進するなど消費者教育を推進していきます。</p> <p>加えて、若年者の消費者被害を未然に防止するため、高校生向けタブロイド紙を活用した啓発や地域や学校に出向いて各種出前講座を実施します。</p>	
②	金融経済教育の推進
<p>子ども・若者を含めた県民の金融リテラシー向上のため、神奈川県金融広報委員会、金融経済教育推進機構（J-FLEC）等関係機関と連携し、普及啓発に取り組めます。</p>	

(3) ライフデザインに関する意識啓発・情報提供

①	男女共同参画意識の普及・啓発【再掲】
<p>子どもの頃から、男女共同参画に関する正しい知識や自立の意識等を育てることができるよう、男女共同参画教育の充実を図るとともに、あらゆる分野への参画のための支援や、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じた進路や生き方を選択できるようにライフキャリア教育を推進するなど、男女共同参画の理念の理解を進めるための普及啓発を行います。</p>	
②	学校におけるライフデザインに関する教育の推進
<p>高等学校学習指導要領に基づき、各教科・科目、特別活動及び総合的な探究の時間等で、各ライフステージの特徴などを踏まえた、生涯を見通した生活設計や、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくための教育を実施します。</p>	

(4) 社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育

①	シチズンシップ教育における実践的な学習活動の充実
<p>県立高校等が行うシチズンシップ教育における、「法に関する教育」、「政治参加に関する教育」、「経済に関する教育」、「モラル・マナーに関する教育」の取組に係る講師謝金を支援し、外部の専門家と効果的に連携した実践的な学習活動の充実を図ります。</p>	
②	中・高生の職場体験・高校生のインターンシップの推進
<p>中・高生の職場体験などの実践的な取組を広く紹介する機会を設定するなどして、キャリア教育の推進・充実を図ります。県立高校等においては、全校でインターンシップの取組が円滑に実施されるよう、学校外の教育力も活用し、各地域の事業所、経済団体、行政機関等でのインターンシップの受入れに対する理解の促進を図るとともに、新規受入事業所の開拓や受入事業所との連絡調整等を推進するため、県内10地区にコンソーシアムサポーター²²を配置します。</p>	
③	総合職業技術校におけるキャリア教育の実施
<p>総合職業技術校において、近隣の小学校、中学校及び高等学校と連携・協力し、将来の社会的自立に向けて、職業観や勤労観を育む授業や体験活動などを効果的に活用したキャリア教育を実践します。</p>	

22 新規受入事業所の開拓や調整等を行い、地区内の県立高校のインターンシップの推進及び外部機関とのコンソーシアムを通じた学習活動をサポートする人です。

④	県立高校におけるキャリア教育の推進
<p>県立高校等におけるキャリア教育の推進の視点をまとめた指針に基づき、各県立高校等において「キャリア教育実践プログラム」を作成し、生徒一人ひとりが生涯を通じた自己の生き方、あり方について考え、勤労観、職業観を身に付け、学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度などを育成するために、入学から卒業までを見通した計画的なキャリア教育を推進します。</p>	
⑤	高校生学習活動コンソーシアム事業
<p>県立高校生学習活動コンソーシアム協議会を設置し、これまでの取組状況や連携事例の報告、意見交換をとおして、県立高校等と大学・短大・職業技術校並びに専修学校・各種学校等の教育機関及び企業、研究機関との連携を拡充するとともに、生徒の主體的な学びへとつながる様々な教育機会の提供の充実を図ります。</p>	
⑥	県立の専門高校におけるデュアルシステムの推進
<p>農業、工業など県立の専門高校における長期間の企業における実習の推進に向け、産業界との調整や地域の課題を解決するプログラムの開発などについて、専門的見地を持ってコーディネートできる組織を整備します。</p>	
⑦	労働教育の推進
<p>高校生等の若い世代を対象に、労働・雇用に関する決まり（ワークルール）や、働くことの意味や社会人としてのマナーなどに関する理解を促進するため、高校生向け労働資料「知っておこう！働くときのルール」の作成、配布を行います。</p>	
⑧	社会保障教育に関する教材の内容の充実・周知
<p>厚生労働省が作成した高校生向け副教材「人生100年時代の社会保障を考える」の公民科や家庭科における活用について周知します。</p>	
⑨	租税教育の充実
<p>国や地方の財政を支える租税の意義や役割への理解が深まるよう、関係機関と連携し、学校等における租税教室の開催を支援・推進するなど、租税教育の充実を図ります。</p>	

重点施策7 いじめ防止

【個別施策】

(1) いじめの防止対策の強化

(1) いじめの防止対策の強化

①	いじめ・暴力行為等の未然防止対策の実施
<p>「かながわ元気な学校ネットワーク」として、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となり、各学校や各地区において、子どもがいじめや暴力行為等について自主的に考えるための取組を推進するとともに、家庭でのコミュニケーションを大切にすることを保護者に啓発するための「ファミリー・コミュニケーション運動」等、県民への啓発活動に取り組みます。</p>	
②	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置
<p>心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置するとともに、社会福祉に関して専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。</p>	
③	「かながわ子どもサポートドック」の推進
<p>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と協働し、様々な困難を抱える子どもたちを、プッシュ型面談等を通じて早期に把握し、医療や福祉等の関係機関による支援へとつなぐ「かながわ子どもサポートドック」の取組を推進します。</p>	
④	スクールライフサポーターの派遣
<p>公立小・中学校における問題行動等の未然防止や将来教育に関わる意欲のある大学生等の資質向上に資することを目的に、大学と連携して、大学生等を県内（政令市を除く）の公立小・中学校に派遣し、教員とは違う立場で子どもたちと関わります。</p>	
⑤	いじめ問題対策の推進
<p>県いじめ防止基本方針に基づく施策の効果的な実施に資するため、関係機関相互の連携を図り、連絡調整を行う協議会を設置するとともに、公立学校におけるいじめ防止に係る調査研究や県立学校におけるいじめの重大事態に係る調査を実施する調査会を設置します。</p> <p>また、県立学校を調査主体とする重大事態に関して、学校に設置する組織に第三者の参加を図るための体制を整備します。</p>	

⑥	私学団体に対する支援
各私学団体を実施するいじめ・暴力行為防止関連研修に対して支援を行います。	

重点施策 8 不登校の子どもへの支援

【個別施策】

- (1) 不登校の子どもへの支援体制の整備・強化
 (2) 不登校の子ども数の増加に係る要因分析

(1) 不登校の子どもへの支援体制の整備・強化

①	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置【再掲】
	心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置するとともに、社会福祉に関して専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。
②	「かながわ子どもサポートドック」の推進【再掲】
	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と協働し、様々な困難を抱える子どもたちを、プッシュ型面談等を通じて早期に把握し、医療や福祉等の関係機関による支援へとつなぐ「かながわ子どもサポートドック」の取組を推進します。
③	オンラインを活用した面談の実施
	相談・指導を受けていない、90日以上欠席していたり、家から出ることが難しくなったりするなど、社会とのつながりが少ない児童・生徒を対象に、オンラインを活用した面談を実施します。
④	市町村の教育相談機関との連絡会議
	教育相談の充実を図るために連絡会議を開催し、市町村の教育相談機関との連携を推進することで、児童・生徒への支援の充実を図ります。
⑤	フリースペース等を運営する団体への相談事業費の補助
	地域でフリースペース等を展開し、ひきこもり、不登校等に関する相談を受けるNPO等の活動を促進するため、相談事業を実施するNPO等支援団体に対して、補助金を交付します。
⑥	フリースクール等に通う児童・生徒への経済的支援【再掲】
	不登校の児童・生徒がそれぞれの状況に応じた居場所・学びの場を利用できるよう、フリースクール等に通う子どもの保護者等を支援する市町村に補助を行います。

⑦	きめ細かな教育相談の実施
<p>県立総合教育センターにおいて、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな専門性の高い教育相談を実施します。学校教育に関する相談や、支援を必要とする児童・生徒の養育、進路に関する相談を本人、保護者、教員を対象として行います。</p>	
⑧	SNSを活用したいじめ等相談窓口の設置
<p>無料通信アプリ「LINE」を活用し、不登校やいじめ等様々な悩みに関する中高生からの相談を受け付けます。</p>	
⑨	24時間子どもSOSダイヤル
<p>不登校やいじめをはじめとして広く子どもの困りに対応するため、専用の電話相談窓口を設け、電話相談の経験がある心理士などの専門の相談員が、夜間・休日を含めて24時間365日対応します。</p>	
⑩	高校生版教育支援センター「K-r o o m」の開室
<p>不登校の高校生等の社会的自立を促すために、県立総合教育センターにおいて、学習支援を含めた支援を行う「K-r o o m」を開室します。</p>	
⑪	不登校の児童・生徒の教育機会の確保の取組
<p>フリースクールやフリースペースなどのNPO等との連携・協働により、不登校の状態にある児童・生徒の教育の機会の確保に努め、児童・生徒の社会的自立を支援します。</p> <p>また、十分に義務教育を受けられなかった人たち等、多様化する教育的ニーズに応じるため、中学校夜間学級の設置について、支援していきます。</p> <p>学びの多様化学校²³や市町村の校内教育支援センターの効果的な取組事例を市町村教育委員会と共有し、不登校の子どもへの支援を充実していきます。</p>	
⑫	子どもの居場所づくりの推進【再掲】
<p>不登校の子どもへの支援に関するノウハウのあるフリースクール等との連携により、子どもが安心できる居場所づくりの充実を図ります。</p>	
⑬	メタバースを活用した不登校の子どもへの支援【再掲】
<p>不登校やひきこもりの子どもの社会的自立に向けて、フリースクール等と連携したメタバースでの支援等を実施し、メタバースを活用した子どもの居場所を提供します。</p>	

23 いわゆる不登校特例校。不登校児童生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、特定の学校に置いて教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる特例については、平成17年7月から文部科学大臣の指定により行うことが可能となっています。

⑭	NPO等との連携による不登校相談会等の実施
不登校の児童・生徒の社会的自立や学校生活の再開に向けた支援を行うため、NPO等と連携し、不登校相談会や進路情報説明会等を実施します。	
⑮	ふれあい心の友の訪問援助
不登校児童や情緒障害児童などに対して、児童福祉に理解と熱意のある大学生など（メンタルフレンド）を派遣して、子どもの健全育成を援助します。	
⑯	私立高等学校等の体制整備に対する支援
不登校生徒の進路確保のため、不登校生徒の受け入れ体制を整備している私立高等学校に対して支援を行います。	

(2) 不登校の子どもの数の増加に係る要因分析

①	いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりの推進
<p>不登校・いじめ・暴力行為などの未然防止に向けた総合的な連携を推進するため、学校・家庭・地域関係機関が連携して学校を支え、魅力ある学校づくりを進めます。</p> <p>また、不登校対策の現状と課題を整理し、不登校の未然防止につながる成果物の作成や研修プログラムの開発等を通して、子どもたちへの指導・支援のあり方について、学校・教職員に向けた発信をします。</p>	

【コラム】教育と福祉の連携

教育と福祉は、密接に関連しています。

不登校、障害児、外国につながる子ども、貧困、ヤングケアラー等の子どもたちがそれぞれの困難と向き合う際に、学校だけでは対応できないことがありますが、医療や福祉等の関係機関と相互に連携することで困難が解消されることがあります。

そこで、県としては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と協働し、様々な困難を抱える子どもたちを適切な支援へとつないだり、NPO法人等が高校内に安心して過ごせる居場所を提供する中で、支援が必要となる高校生に早期にアウトリーチする取組への支援を行うなど、今後も教育と福祉の連携強化を図っていきます。

重点施策9 校則の見直し

【個別施策】

(1) 校則の見直し

(1) 校則の見直し

① 校則の見直し、公表等の周知

県立高校等において、校則は社会通念に照らして合理的と認められる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定め、時代の変化等により、実態に合わない内容は見直しを図ることとします。

また、校則の見直しに当たっては、子どもたちが主体的に参画できる機会を設けることや、校則を各学校のホームページに公開することなどを周知します。

重点施策 10 体罰や不適切な指導の防止

【個別施策】

(1) 体罰や不適切な指導の防止

(1) 体罰や不適切な指導の防止

①	体罰や不適切な指導の実態把握に向けた取組
<p>公立学校（政令市が設置する学校を除く）の子どもや保護者等を対象に、学校生活全般における体罰等の実態把握に関する調査等を実施し、具体的な事案に対しては、適切な対応を講ずることで、子どもが安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境の整備に努めます。</p>	
②	体罰や不適切な指導の防止の取組
<p>県内の公立学校に対して、体罰防止リーフレットの活用の促進及び人権教育研修を実施するとともに、各学校において体罰等の未然防止のための環境整備を行い、体罰等を認めない学校風土づくりに努めるなど、教職員による児童・生徒に対する体罰及び不適切な行為（指導）の防止に取り組みます。</p>	

重点施策 11 高校中退の予防、高校中退後の支援

【個別施策】

- (1) 高校中退の予防
(2) 高校中退後の支援

(1) 高校中退の予防

①	きめ細かな教育相談の実施【再掲】
	県立総合教育センターにおいて、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな専門性の高い教育相談を実施します。学校教育に関する相談や、支援を必要とする児童・生徒の養育、進路に関する相談を本人、保護者、教員を対象として行います。
②	SNSを活用したいじめ等相談窓口の設置【再掲】
	無料通信アプリ「LINE」を活用し、不登校やいじめ等様々な悩みに関する中高生からの相談を受け付けます。
③	24時間子どもSOSダイヤル【再掲】
	不登校やいじめをはじめとして広く子どもの困りに対応するため専用の電話相談窓口を設け、電話相談の経験がある心理士などの専門の相談員が、夜間・休日を含めて24時間365日対応します。
④	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置【再掲】
	心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置するとともに、社会福祉に関して専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。
⑤	「かながわ子どもサポートドック」の推進【再掲】
	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と協働し、様々な困難を抱える子どもたちをプッシュ型面談等を通じて早期に把握し、医療や福祉等の関係機関による支援へつなぐ「かながわ子どもサポートドック」の取組を推進します。
⑥	高校内居場所カフェ運営団体への補助【再掲】
	ひきこもりの長期化・困難化を未然に防止するため、在学中及び卒業後も信頼できる大人とつながりを持てる「高校内居場所カフェ」を運営する団体に補助を行います。
⑦	相談体制整備のための私立学校への補助【再掲】
	私立学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置するために要する経費に対して補助します。

⑧	県立高校におけるキャリア教育の推進【再掲】
<p>県立高校等におけるキャリア教育の推進の視点をまとめた指針に基づき、各県立高校等において「キャリア教育実践プログラム」を作成し、生徒一人ひとりが生涯を通じた自己の生き方、あり方について考え、勤労観、職業観を身に付け、学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度などを育成するために、入学から卒業までを見通した計画的なキャリア教育を推進します。</p>	
⑨	高校生版教育支援センター「K-r o o m」の開室【再掲】
<p>不登校の高校生等の社会的自立を促すために、県立総合教育センターにおいて、学習支援を含めた支援を行う「K-r o o m」を開室します。</p>	

(2) 高校中退後の支援

①	地域若者サポートステーションにおける職業的自立支援
<p>若者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションを国と協働して設置・運営し、それぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行います。</p>	
②	学び直し支援等事業【再掲】
<p>高校等を中途退学した方が、再び公立高校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金支給期間を経過後も、卒業するまでの間の最長1年間（定時制及び通信制は最長2年間）、一定条件のもと、継続して授業料の支援を行います。</p>	
③	柔軟な学びのシステムの活用
<p>県立高校等においては、生徒の多様な学習のニーズに対応する柔軟な学びのシステムのひとつとして、意思ある若者に広く学習機会が提供できるよう、高校中退者の積極的な受入れ等の弾力的な転編入学の運用を行うとともに、こうした仕組みについて周知を行うなどの支援を進めます。</p>	

重点施策 12 高等教育の修学支援、高等教育の充実

【個別施策】

- (1) 高等教育段階の修学支援
- (2) 高等教育の充実
- (3) 学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育の推進
- (4) 大学等における学生の自殺対策などの取組

(1) 高等教育段階の修学支援

①	県立保健福祉大学の入学料等の減免に係る支援
<p>国が実施する高等教育の修学支援新制度に基づき、県立保健福祉大学が、真に支援が必要な低所得世帯の学生に対して実施する入学料及び授業料の減免に要する費用を負担します。</p>	
②	修学支援を行う私立専門学校への補助【再掲】
<p>意欲のある学生が経済的理由により修学を断念することがないよう、住民税非課税世帯及び準じる世帯の学生を対象に経済的負担を軽減するため、授業料や入学金の減額・免除を実施した私立専門学校の設置者に対して、費用を支弁します。</p>	

(2) 高等教育の充実

①	県立保健福祉大学における教育内容の充実
<p>県立保健福祉大学において、教育の質の向上を図るとともに、保健・医療・福祉分野のニーズの多様化や社会環境の変化、学術研究の動向に対応するため、教育課程・教育内容のあり方について検討を行い、より効果的なカリキュラム編成に努めます。</p> <p>また、学生の主体的な学修を促す教学マネジメントの実施に向け、必要な環境整備を図るとともに、ディプロマポリシー²⁴に沿って学生が自分自身の成長を確認し、充実した学びにつなげるための仕組みづくりを行います。</p>	

24 県立保健福祉大学が、保健福祉学部、大学院保健福祉学研究科及びヘルスイノベーション研究科において、神奈川県立保健福祉大学学則に定められた教育課程の卒業単位を修得し、教育目標を達成できたと判断できる者に対して授与する学位授与方針です。

②	県立保健福祉大学における教職員の資質能力向上の取組
<p>医療技術の高度化・専門化、保健・医療・福祉サービスの連携・総合化が求められる中、県立保健福祉大学実践教育センターにおいて、県立看護専門学校を含めた看護教育の分野で活躍できる人材の育成に必要な、人間理解を基盤とした幅広い知識や技術を習得し、広い視野と豊かな人間性を養うことにより、教職員の資質能力向上を図るための講習会を実施します。</p>	
③	県立看護専門学校における学校運営の質の向上の取組
<p>県立看護専門学校において、教育や学校運営の質の向上のため、自己点検評価を行うとともに、学生や保護者、地域住民、医療関係者などからなる外部評価委員会から外部評価を受け、教育の現状、成果と課題を把握し、学校運営の改善と発展に努めます。</p> <p>また、評価の結果を公表し、保護者や地域住民から学校運営に対する理解と参画、協力を得て、信頼される開かれた学校づくりを進めます。</p>	

(3) 学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育の推進

①	男女共同参画意識の普及・啓発【再掲】
<p>子どもの頃から、男女共同参画に関する正しい知識や自立の意識等を育てることができるよう、男女共同参画教育の充実を図るとともに、あらゆる分野への参画のための支援や、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じた進路や生き方を選択できるようにライフキャリア教育を推進するなど、男女共同参画の理念の理解を進めるための普及啓発を行います。</p>	

(4) 大学等における学生の自殺対策などの取組

①	大学生向けゲートキーパー²⁵養成研修の実施
<p>県内大学等との連携を強化し、学生や教職員に対して、自分や身近な友人、家族等のこころの不調に気づき、適切に対応をすることができるようにゲートキーパー養成研修を実施します。</p>	

25 こころに不調を抱える人や自殺に傾く人のサインに気づき、対応することができる人

重点施策 13 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

【個別施策】

- (1) 若者への就職支援
 (2) 若者にとって魅力ある地域づくり

(1) 若者への就職支援

①	<p>かながわ若者就職支援センターにおける就業支援</p> <p>「かながわ若者就職支援センター」において、国のハローワークと連携し、担当者制によるきめ細かなキャリアカウンセリングや就職活動に役立つグループワーク等を実施します。</p>
②	<p>地域若者サポートステーションにおける職業的自立支援【再掲】</p> <p>若者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションを国と協働して設置・運営し、それぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行います。</p>
③	<p>専門学校等における多様な職業教育の実施</p> <p>高校生等を対象に県内の専門学校において「建築・インテリア」、「自動車整備」、「情報処理」、「園芸」、「看護」、「ファッション・デザイン」等の多彩なジャンルで2日間程度の職業教育に関連した実習中心のプログラムを実施します。</p> <p>また、多様な職業体験等、職業教育の推進に取り組む私立高等学校等に対して支援を行います。</p>
④	<p>就農を希望する若者への支援</p> <p>新たに農業を始めたいと考えている方を対象に、ホームページで就農に関する情報提供や、就農相談窓口で農業技術の習得方法や農地の探し方、就農計画の作成等の相談を行います。</p> <p>また、かながわ農業アカデミーの生産技術科・技術専修科で農業技術・経営方法を修得するための資金について支援を行います。</p>
⑤	<p>漁業に就業を希望する若者への支援</p> <p>漁業に就業を希望する若者などを対象に、現役の漁業者を講師とした「漁業就業セミナー」や、漁船に乗り現場の作業を見学する「漁業体験研修」を開催するなど支援を実施します。</p>

⑥	総合職業技術校及び産業技術短期大学校における訓練の実施
若者が、自らの技術や能力を高め、就職できるように、総合職業技術校や産業技術短期大学校における職業訓練のほか、校内訓練と企業実習を組み合わせた実践的な職業訓練を実施します。	
⑦	総合職業技術校等における職業能力開発相談の実施
若者が、自らの適性や職業経験等に応じて職業訓練を受講するなど職業能力開発を効果的に行うことができるよう、専門知識のある職業訓練指導員が訓練相談を行います。	
⑧	求人開拓推進員による就職相談等の実施
求人開拓推進員を産業技術短期大学校、総合職業技術校に配置し、訓練受講者及び訓練修了後1年未満の者を対象に、求人開拓、就職相談、無料職業紹介を行います。	
⑨	離職者等を対象とした職業訓練の実施
民間教育機関に委託して離職者等を対象とした職業訓練を行うとともに、非正規雇用労働者等の正規雇用を促進するため、介護、保育、IT分野等の国家資格の取得等を目指す訓練を実施します。	
⑩	人材育成に係る総合的な支援
人材育成支援センターにおいて、職業能力開発に関するモデルカリキュラムの開発を行うなど、人材育成に係る総合的な支援を民間教育機関等と連携して実施します。	
⑪	障害者等の職業訓練に係る支援
障害者等で公共職業安定所長の受講指示により公共職業能力開発施設等に入校した方に対し、訓練期間中に手当を支給します。	
⑫	知的障害者の方の適性に合った職業訓練の実施
知的障害者の方の職業的自立を図るため、指導体制及び訓練環境が整備されている職業訓練法人神奈川能力開発センターに委託し、適性に合った職業訓練を実施します。	
⑬	がん相談支援センターへの専門家派遣事業
がん患者や家族の相談窓口であるがん相談支援センターからの依頼に応じて、社会保険労務士、臨床心理士、ファイナンシャルプランナー又はキャリアコンサルタントを派遣し、就労や経済面等の相談に対応します。	

(2) 若者にとって魅力ある地域づくり

①	県の魅力発信等による移住促進の取組
	<p>神奈川県への将来の移住につなげるため、「ちょこっと田舎でオシャレな神奈川県ライフ」をキーワードに県内各地域の生活イメージを発信するほか、神奈川県と継続的に多様な形でかかわる関係人口の創出に向け、都心に近く繰り返し訪れやすいという強みを生かし、多様な交流機会の創出に取り組みます。</p> <p>また、都心で働く世代の県内への移住・定住を促すため、移住希望者に対する相談や市町村と連携したセミナーなどを実施します。</p>

重点施策 14 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

【個別施策】

(1) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

(1) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

①	恋カナ！プロジェクトの実施及びマッチングアプリの利用促進
結婚を希望する方がその希望を実現できるよう、市町村等と連携し出会いの機会を創出するとともに、マッチングアプリ運営会社と連携し、結婚を希望する方の婚活への最初の一步を、デジタルを活用して支援します。	
②	結婚に伴う新生活への支援
結婚に対する経済的不安を軽減するため、結婚に伴う新生活への経済的支援を実施する市町村に補助を行います。	
③	結婚支援コンシェルジュの配置
地域の少子化対策を推進し、県全体における結婚の機運醸成を図るため、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして県に配置し、各市町村や企業、団体における結婚支援を技術面・情報面から支援します。	

重点施策 15 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

【個別施策】

- (1) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
- (2) こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等の周知
- (3) 悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげるための情報等の周知

(1) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

①	子ども・若者やその家族に対する相談支援等
<p>「かながわ子ども・若者総合相談センター」及び「神奈川県ひきこもり地域支援センター」を設置、運営するほか、相談者の利便性を高めるため、県内各地域にも相談窓口を開設し、39歳までの子ども・若者及び年齢を問わずひきこもり当事者やその家族の相談支援を行います。併せて、多職種支援チームを配置し、市町村の困難事例に対し、助言等の後方支援を行います。</p> <p>また、「地域若者サポートステーション」において、15歳から49歳までの若者の職業的自立を支援するため、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。</p>	
②	労働相談の実施及び労働法の知識の啓発
<p>県内4か所のかながわ労働センター及び同支所において労働相談窓口を常設しているほか、街頭労働相談、日曜労働相談、女性のための労働相談などを実施します。</p> <p>また、若者に労働法の知識を啓発するため、啓発資料の作成、若者のための労働法基礎講座の開催、街頭労働相談会などを実施します。</p>	
③	ひきこもり当事者への外出機会の提供
<p>ひきこもり当事者の外出の機会を提供するため、市町村と連携し、地域巡回型の居場所を設けます。併せて、主に県や市町村、NPOが設置する居場所等の参加者を対象に、セミナー型の居場所として、コミュニケーション講座を開催します。</p> <p>また、自己効力感を高め、地域若者サポートステーションや社会参加へつなげていくため、有償ボランティアの機会を提供します。</p>	

④	不登校・ひきこもり等のサポートに取り組むNPO団体等の活動支援
<p>ひきこもり、不登校、非行等で悩む子ども・若者や家族のサポートに取り組むNPOや親の会等への活動支援として、青少年サポートプラザ²⁶において打合せや活動等に利用できる場を提供するほか、資料作成のための機器等を提供します。</p> <p>また、団体の活性化や地域におけるひきこもり問題への理解を促進するため、団体が開催する講演会・研修会について共催し、講師費用を支援します。</p>	
⑤	依存症対策総合支援事業
<p>必要な支援につなげていない依存症患者やその家族が、適切な治療や回復につながるよう、専用電話や面接による相談業務を実施するとともに、それらをかながわ依存症ポータルサイトで周知します。</p>	

(2) こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等の周知

①	こころといのちを守る取組
<p>自殺対策ポータルサイトを活用し、行政や関係機関の相談窓口や自殺対策の取組等の情報を一元的に情報発信します。</p> <p>また、ストレスチェックサイトを利用提供し、自身のストレスケアを意識できるようにします。</p>	
②	依存症に関する普及啓発
<p>ゲーム障害という病気について県民の正しい理解を深めるため、公開講座や県制作動画を活用した広告等を実施します。</p> <p>また、県民を対象に、アルコール健康障害の予防を図ることを目的として、不適切な飲酒による心身の健康障害について学ぶ講演会やリーフレット等による普及啓発を実施します。</p>	
③	がん相談支援センターへの専門家派遣事業【再掲】
<p>がん患者や家族の相談窓口であるがん相談支援センターからの依頼に応じて、社会保険労務士、臨床心理士、ファイナンシャルプランナー又はキャリアコンサルタントを派遣し、就労や経済面等の相談に対応します。</p>	

26 神奈川県立青少年センター内に設置し、ひきこもり等の青少年支援に取り組んでいるNPOのための活動場所や関連情報の提供を行います。

(3) 悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげるための情報等の周知

①	SNS児童虐待防止相談事業【再掲】
	コミュニケーションアプリ「LINE」を活用した児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開設し、親子関係や家庭の悩みなどの相談を幅広く受け付けます。
②	SNSひきこもり等相談事業【再掲】
	SNS（LINE）を活用した相談窓口を設置することにより、悩みを抱える子ども・若者及びひきこもり当事者、家族等が相談しやすい環境を整備します。
③	ふれあい心の友の訪問援助【再掲】
	不登校児童や情緒障害児童などに対して、児童福祉に理解と熱意のある大学生など（メンタルフレンド）を派遣して、子どもの健全育成を援助します。
④	地域若者サポートステーションにおける職業的自立支援【再掲】
	若者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションを国と協働して設置・運営し、それぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行います。
⑤	「ひきこもり×メタバース」社会参加支援
	ひきこもり等の当事者が外出せずに気軽に参加できる「メタバース」を活用して、仮想空間上に他者と交流可能な居場所を設置し、イベント開催や相談受付の実施等により、ひきこもり当事者の社会参加を支援します。
⑥	こころの健康づくりの推進
	精神障害のある方を対象に、精神障害の当事者が相談を受ける「ピア相談」を実施します。また、「ピア相談」の在り方検討会（研修）を実施します。